

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改定について

平成4年8月13日
衛環第233号 各都道府県・政令市
廃棄物行政主管部(局)長宛厚生省生活
衛生局水道環境部環境整備課長通知

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第95号。以下「廃棄物処理法等改正法」という）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成4年政令第218号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成4年厚生省令第46号）の施行については、別途厚生事務次官通知（厚生省衛生第736号）及び生活衛生局水道環境部長通知（衛環第232号）により指示されたところであるが、これを機会に従来の運用を変更することとした部分もあり、なお、下記事項に留意のうえ、運用に遺憾なきを期されたい。

記

第1 一般廃棄物に関する事項

1 一般廃棄物処理計画

(1) 市町村は、一般廃棄物処理計画において、ごみ処理及び生活排水処理について、それぞれ一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画及び基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画を策定すること。

なお、基本計画は、目標年次をおおむね10年から15年先に置いて、おおむね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適当であること。

(2) 一般廃棄物処理計画については

ア 発生量及び処理量の見込みは、一般廃棄物の性状、処理主体、処理方法等を勘案した区分ごとに

イ 排出の抑制のための方策に関する事項においては、市町村、住民及び事業者において講ずべき方策について

ウ 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分は、再生利用の推進その他その適正な処理を推進する観点から

エ 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項においては、一般廃棄物の性状を勘案した区分ごとの処理の方法及び当該処理の方法ごとの処理の主体について

オ 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項においては、施設の種類ごとに施設能力、処理方式等についてそれぞれ定めること。

なお、発生量の見込み等は、地域の開発に関する計画を十分考慮したものとし、また、処理量の見込みは、他の市町村との間で一般廃棄物の搬入又は搬出が行われる場合にあっては、その量を勘案したものとすること。

2 多量排出者への指示

市町村長による事業活動に伴い、多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対する減量に関する計画の作成等の指示は、当該市町村において発生する一般廃棄物の種類及び量並びに一般廃棄物の処理体制の状況、当該市町村における一般廃棄物の処理への影響の大きさ等を勘案したうえで行うものとする。

3 一般廃棄物の処理

- (1) 一般廃棄物の処理については、収集及び運搬並びに最終処分以外の処分（以下「中間処理」という）及び再生についての処理基準を整備するなど、全般にわたり規制を強化したこと。
- (2) 一般廃棄物の収集、運搬については、積替え及び保管の場所にその旨の表示をし、囲いを設けなければならないこととするなど、運搬途上の一般廃棄物の積替え及び保管の規制の強化などを行ったので、関係者に周知するとともに一般廃棄物の収集、運搬が適正に行われるよう指導を徹底されたいこと。
- (3) 一般廃棄物の中間処理又は再生については、一般廃棄物の保管について(2)と同様の規制を行うとともに、一般廃棄物を焼却する場合に焼却設備の使用を義務付けること等の規制の強化を行っているので、関係者に周知するとともに一般廃棄物の中間処理又は再生が適正に行われるよう指導を徹底されたいこと。なお、一般廃棄物を焼却する場合に焼却設備の使用を義務付けたのは、いわゆる野焼きに伴う悪臭、ばい煙等により生活環境保全上の支障が生じないようにするためであり、焼却する一般廃棄物の種類と量によっては、焼却設備は簡易なものであっても差し支えないこと。
- (4) 一般廃棄物の収集及び運搬並びに中間処理及び再生について、悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障を生じないように必要な措置を講ずべきことを新たに規定したところであるが、この規定は、一般廃棄物の処理に係る著しい悪臭、騒音又は振動により生活環境の保全上支障を生じさせないための規定であり、一般廃棄物の処理に伴い当然に生ずる臭気等を全く許さないような、対応不可能な措置を講ずることまで求めたものではないこと。

4 一般廃棄物処理業

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という）第7条第1項及び第4項の許可は、従来どおり事業の範囲を定めて与えるものであるが、事業の範囲とは、取り扱う一般廃棄物の種類（例えば、ごみ、し尿、浄化槽汚泥等）ごとに、かつ、収集運搬業の許可にあつては積替えの有無、処分業の許可にあつては焼却、脱水等の中間処理の種類及び埋立処分、海洋投入処分の最終処分の種類ごとに定めるものであること。
- (2) 法第7条第1項の許可の有効期間の創設及び同条第3項第4号の欠格要件の強化は、一般廃棄物処理業者のより一層の資質の向上と信頼性の確保を図るため、粗暴な行為や人の信頼を裏切る行為等によって一般廃棄物処理業者全体の信頼性を損なわせることがないようにするという趣旨で新たに同号ロ及びハを追加したものであること。
- (3) 法第7条第2項又は第5項の更新の許可に当たっては、更新の対象となる者の能力等が許可時点と特段の変更がない場合には事業の実績等を考慮することにより判断するようにすること。

- (4) 法第7条第3項第3号の許可基準に新たに設けられた一般廃棄物処理業者の経理的基礎の審査は、法第7条第1項及び第4項の新規許可に当たっては、事業計画の概要を記載した書類並びに事業の開始に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類を提出させ、その内容について行うべきものであること。
- (5) 一般廃棄物処理業の許可は、市町村が策定する一般廃棄物処理計画に基づいて、当該市町村による処理が困難であるもの等についてなされるものであり、この点において産業廃棄物処理業の許可とは異なるものであるが、市町村長は、許可制度の運用においては、一般廃棄物処理業者のより一層の資質の向上と信頼性の確保を図るという見地から、一般廃棄物処理業者の事業安定及び育成にも配慮すること。